

経営管理実施権の設定を受ける民間事業者の選定委員会要綱

(設置)

第1条 木曾郡6町村（上松町、南木曾町、木曾町、木祖村、王滝村、大桑村）における森林経営管理法第36条第3項の規定による経営管理実施権の設定を受ける民間事業者の選定について、公正な方法により行うとともに選定過程の透明化を図るため、経営管理実施権の設定を受ける民間事業者の選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は木曾広域連合事務局内に設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は次に掲げる事項を処理するものとする。

- (1) 民間事業者の企画提案書の審査及び民間事業者の選定に関すること。
- (2) 委員会により選定した民間事業者について、経営管理実施権の設定を行う町村への推薦に関すること。
- (3) 審査に必要な事項に関すること。

(委員)

第3条 委員会は別表1に掲げる役職者により組織する。

第4条 委員の任期は、第2条に定める任務が終了するまでとする。

第5条 委員会に委員長を置き、委員長は木曾広域連合森林整備推進室長をもって充てる。

2 委員長は、会務を総理し委員会を代表する。

(会議)

第6条 委員会は必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員会は委員の過半数が出席しなければ会議を開くことはできない。
- 3 会議の議事は出席委員の半数をもって決し、可否同数の時は委員長の決するところによる。

(委員以外の出席)

第7条 委員長は必要に応じて委員以外の者を出席させて、意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、木曾広域連合森林整備推進室において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

別表 1

所属機関	役職
長野県	木曾地域振興局林務課 林務課長
長野県	木曾地域振興局林務課 普及林産係長
町村 ※1	林務担当課長
町村 ※1	林務担当係長
木曾広域連合	森林整備推進室長

※1 町村は、経営管理実施権の設定を行う森林の所在町村とする。